

2014年 第2回原告団総会 基調報告及び今年度の方針

2014年1月19日

原告団長・中島孝

1. はじめに

みなさん、寒いなかお集まりいただき、ありがとうございます。本年もよろしく願いいたします。

さて、2013年3月3日の第1回原告団総会、3月11日の第一次提訴から、早くも10ヶ月が経ちました。また、あの事故からは、まもなく3年が経過しようとしています。そうしたなか、本日、これまでの取り組みを振り返るとともに、本年の方針を討議するため、第2回原告団総会を開催する運びとなりました。そこで、総会に際し、私から基調報告をし、あわせて本年の方針についての提起を行いたいと思います。

2. 現在の状況について

まず、現状の状況についてですが、一言でいえば、事故以来、私たちの置かれている状況は何も変わっていない、責任を負うべき人たちの誰も責任をとっていない、そうした状況がずっと続いています。

事故の原因は解明されたか、事故は収束したか、被害はなくなったか、すべてノーです。しかし、政府は、再稼働を進め、状況は完全にコントロールされているとうそぶき、原発を重要なベース電源と位置づけています。今回の事故について、責任を認めるところか、被害者と被害を放置し、今後も原発を続けるというのが、いまの政府の方針です。私たちは、こうした方針を断固として認めるわけにはいきません。

福島原発の状況は、汚染水の問題、除染した汚染土の問題など、何一つ解決されたとは言えません。政府は、昨年、より積極的にこれらの問題にかかわるという姿勢を示しましたが、事故直後の対応といい、これまでの対応といい、政府は全く無責任としか言いようがありません。

東京電力も同様です。東京電力は、賠償にしても極めて不十分かつ無責任な対応を続けていますが、賠償以外の問題については全く他人事としか考えていません。私たちはこうした姿勢を絶対容認することができませんし、根本的に改めさせなければなりません。

私たち原発被害者は、加害者である国と東京電力が無責任な対応を続けるなか、まもなく事故から3年を迎えようとしています。全国的には事故や被害に対する「風化」も指摘されていますが、様々な被害は今日も続いていますし、事故に派生する問題も現れています。決して、事故は収束していないし、被害も終わっていない、そのことを強調したいと思います。

3. 私たちのたたかいの到達について

私たちの裁判は、昨年3月に始まりました。その後、9月に第二次提訴を行い、本年2月にはいよいよ第三次提訴が予定されていますが、“原状回復”を旗印に掲げ、国と東電の責任を追及するという私たちの方針は、多くの被害者の方たちの共感を呼び、それが2000名という広範な原告団を作ることにつながったと確信しています。みなさん、私たちの掲げる方向が、今回の事故の問題解決の正しい方向であるということ、まずは全体で確認したいと思います。

私たちの裁判の目的は、「原状回復」・「被害の全体救済」・「脱原発」という3つのキーワードで語ることができます。そして、この裁判は、人の生命や健康よりも経済活動を優先する社会のありかたを変えようという、「脱公害」の取り組みでもあります。私たちの取り組みは、決して原発事故被害者だけのものではない、全国の心ある方々の支援や共感を得て進められていくものであるということを確認したいと思います。

さて、提訴以来、弁護団や支援の方々の協力も得て、私たちの仲間は、短期間のうちに2000名を超えるところまでになりました。被害者の多さや要求実現の内容などからすると、まだまだ十分とは言えませんが、提訴から一年という時期に、2000名を上回る規模にまで成長できたことは、高く評価されるべきだと考えています。

また、私たちは、法廷内のみならず、法廷外においても要求実現を掲げています。昨年3月の第1回原告団総会において、私たちは、「私たちの求めるもの、私たちの目指すもの」という8分野にわたる原告団の要求項目を採択しました。これは、私たち原告団の“マニフェスト”ともいうべきもので、原告団の一致点を確認しあったものでもあります。この要求項目に含まれているものにかかわるところでは、私たちは、福島県内の全ての原発の廃炉を求めています。福島第一原発の1号機から4号機に加えて、5号機及び6号機の廃炉が決まりました。また、賠償についても、被害者の強い要求もあり、昨年末には区域内の被害者の賠償費用が上積みされ、農地にかかわる賠償についても、部分的ではありますが拡大されました。極めて限定的なものではありますが、私たちの要求に沿う方向での拡大、前進がなされているということを確認し、状況は変えられるということに全体で確信をもちたいと思います。

以上のとおり、今年の動きをまとめますと、原告団は2000名を超えるところまで拡大し、要求実現についても極めて限定的ではありますが、それ以前よりも半歩前進といった状況にあるということ、そしてその前進は被害者自身が声を挙げたことによってもたらされたものだということを確認したいと思います。ただし、現状はまだまだ私たちの求めている水準からはほど遠いものですし、その内容もかけ離れています。こうした状況を変えていくためにも、私たちの課題はまだたくさんあります。

4. 今年の取り組みについて

裁判の内容そのものについては、後ほど弁護団から報告が別途ありますので、私の方

からは、原告団の取り組みにかかわるものについて提起したいと思います。

原告団として、今年の大きな方針は、

具体的には、次のとおりです。

- ①追加提訴を継続させ、本年中に5000名を超える規模の原告団を目指す
- ②役員体制を拡充し、支部としての活動を確立させ、財政基盤をつくる
- ③原告団の要求項目をより充実化させ、要求項目の実現を図る
- ④他の被害救済型及び差止型の原告団や支援との連携を強める
- ⑤他団体への働きかけを強め、要求実現での連携を深める
- ⑥首都圏での取り組みの基盤をつくる

まず、私たちは、引き続き仲間を増やしていく必要があります。そしてそのためにも、今後も追加提訴を行っていくことが不可欠です。本年2月の第三次提訴に際し、原告団拡大のための最大限の努力を行うことが当面の課題ですが、その後も第四次提訴、第五次提訴と追加提訴を行うということを原告団として確認したいと思います。また、「5000人で裁判所は動く、1万人で国も動く」というスローガンを掲げていますが、本年の早い段階に5000人を突破させられるよう、原告団全体として位置づけたいと思います。

次に、現在の役員は9名ですが、これは第一次提訴に先立ち、原告団が800名規模のときの体制ですので、原告団の拡大に伴い、役員も増員させたいと考えています。役員体制を20名にして、各支部に割合に応じて割り当てたい、具体的には、福島支部から6名、県中支部と相双支部から各4名、県南支部から2名、会津支部、いわき支部、米沢支部、沖縄支部から各1名という割合で提案したいと思います。各支部で現在世話人となっている方のなかから、役員を選任するという形を考えています。また、現在は原告団は8支部で構成されていますが、各支部において支部としての活動を位置づけ、財政的な取り組みにも力を入れることを訴えたいと思います。今後のたたかいを展望したとき、原告団が独自に財政をもつことが絶対に必要です。現在は、訴状や証言集、缶バッジなどを販売し、その売り上げを原告団の財政としていますが、物販やカンパなど財政活動を原告団としても疎かにせず取り組んでいく必要があります。

あわせて、原告団の要求項目を情勢や私たちの要求内容に応じてバージョンアップさせ、要求実現を一歩でも二歩でも前進させる必要があります。そして、そのためにも他の団体などとの連携も重要となります。とくに、原発事故の被害者の方たちが、全国各地で裁判を起こしており、原告の方は全体で4000名を超えていて、つまり、その半数は私たちの原告団ということになるわけですが、全国最大の原告団として、私たちが被害者の要求実現のためにも全国を牽引していく、そういった自覚をもつ必要があります。

すし、そのための連携を私たち自らが積極的に強めていく必要があります。本年4月には、福島大学において「原発と人権」交流集会が開催され、私たち原告団が主催する形で分科会をもつことになっています。この分科会は、全国の原告団や支援者に参加を呼びかけて、被害者同士、原告団同士が交流し、全体救済のための方向性などについて議論することを目的としたものですが、今後こうした原告団同士の交流の機会を増やし、全体としての運動を強めていくための努力を、私たち原告団としてもより積極的に位置づけていきたいと考えています。

加えて、私たちの取り組みは、国と東京電力の責任を明らかにさせることを通じて、全体救済を求めるものですので、様々なものについて制度化を要求することになります。ということは、省庁や国会への要請などが欠かせませんし、首都圏で私たちの取り組みを支援する体制を構築することが必要になります。これまでも、省庁や東京電力との交渉などを行ってきましたが、今年は、いよいよ首都圏での継続的な受け皿づくりに着手したいと考えています。このことは、首都圏の支援の方々を増やしていくということでもあります。首都圏の支援者まかせにするのではなく、もちろん私たち自身が首都圏での取り組みについても自分たちの取り組みであることを自覚する必要があります。具体的な方法や時期などについては、今日のこのあとの討議などもふまえて、弁護団とも相談しながら具体化していきたいと思えます。

5. おわりに

先日の期日では、東電の過失について審理すると裁判所も明言し、法廷の中では原告側が攻勢を強めています。法廷の外の取り組みも、より活発化させ、原告団がますます元気になる、そういう一年にしていきたいと思います。以上で報告を終わります。